

南部浄化センター電気設備点検業務特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、南部浄化センターにおいて、三重県流域下水道事業保安規程第 11 条及び第 12 条に基づき、電気設備を点検し、維持及び運用の保安を確保する。

2 一般事項

- (1) 本業務は、契約書、本仕様書、図面等に基づき実施するものとする。
- (2) 点検は、法に定める有資格者において実施しなければならない。
- (3) 受注者は、点検業務に先立ち事前に工程表、作業の内容と停電範囲、作業時間を記載した電気設備操作手順書を作成し、電気主任技術者、監督員、維持管理会社等と十分打ち合わせのうえ、作業にかかるものとする。
- (4) 点検業務期間中は、作業開始及び終了時に必ず監督員に連絡することとし、開始連絡前の作業及び終了報告後の作業は禁止とする。
- (5) 作業にあたっては、関係法規を遵守するとともに、点検従事者への安全教育を徹底し、安全の確保を図り災害予防に努めなければならない。
- (6) 点検作業中に、対策しなければならない重大な故障部分または不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告すること。
不具合箇所等については、この仕様書等に点検箇所として記載されていない場合でも、点検時において処理できるものについては、受注者の責任において処理（小修理を含む）するものとする。
- (7) 履行期間内における設備の警報、不具合、故障等については、誠意をもって調査、処理するものとする。またそれに要した費用は、監督員と協議し決定するものとする。
- (8) 受注者は、点検終了後速やかに点検結果を報告すること。
- (9) 点検は、現有設備において行うものであり、仕様書に記載された点検数量と実施数について差異が生じても設計変更はしないものとする。
- (10) 点検において不良、不具合が発見された場合は、その内容の詳細及び概算見積書を作成し、監督員に提出するものとする。
- (11) その他疑義のある場合は、監督員と協議すること。

3 業務の内容

- (1) 点検の範囲
 - ① 引込柱
 - ② 受電自家発棟電気室
 - ③ 電気棟電気室・発電機室
 - ④ 管理本館電気室・電算機室
 - ⑤ A系スクリーンポンプ棟電気室

- ⑥ 送風機棟電気室
- ⑦ 砂ろ過棟電気室
- ⑧ 脱水機棟電気室
- ⑨ 機械濃縮棟電気室
- ⑩ 水処理脱臭機棟電気室

(2) 点検業務

- ① 保安規程別表5の点検基準に基づき点検業務を実施するものとする。
なお、自家発電設備の機器仕様については別紙1のとおり。
- ② 定期点検(1年)は巡視点検内容を包括し、精密点検(3年)は巡視点検及び定期点検(1年)の内容を包括するものとする。令和6年度は電気棟電気室・電気棟発電機室・管理本館を精密点検、令和7年度はA系スクリーンポンプ棟・脱水機棟・機械濃縮棟を精密点検とする。
また、自家発電設備については、製作者の1ヵ年点検に準拠するものとする。
なお、自家発電設備の点検は、タイムチャート表を作成し、それに基づいた自動起動試験を行う。なお、この試験は点検終了後に実負荷で実施する。
- ③ 進相用コンデンサの点検には、直列リアクトルを含む。
- ④ 盤内機器の故障表示試験は、本点検内容に含むものとし、現場故障表示及び中央での故障表示を確認すること。また、中央故障表示確認は受注者にて確認作業を行うこと。
- ⑤ 蓄電池は、液量点検・電圧・比重又は各セルの内部抵抗を測定すること。
- ⑥ 機器点検には、端子の増締め盤内清掃、盤内収納機器の絶縁抵抗測定を含むものとする。
また、発注者の指示、及び必要に応じて示温テープの貼付、貼り替えのほか、小動物が盤内に進入しないようパテ等で対策を講じること。

4 施行条件

- (1) 点検可能日 原則、祝日を除く月曜日から金曜日(左記以外は監督員と協議)
- (2) 点検時間帯 原則、8時30分から17時00分(左記以外は監督員と協議)
- (3) 点検順序その他 監督員と協議

5 安全管理

- (1) 受注者は、本業務に対応した安全確保、交通管理及び大雨、台風、地震等についての安全に関する対応並びに監督員が特に求める事項について具体的に計画し、実施しなければならない。
- (2) 受注者は、稼働中の設備に対して安全確保を図るため、作業区域と立入禁止区域の境界を明示する等、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。
- (3) 維持管理会社及びその他工事等と輻輳する場所、通路での安全確保については、監督員及び関係者と協議し効果的な措置を講じるものとする。同時作業が発生した場合は、原則して維持管理会社の業務を優先とする。

- (4) 既存設備の運転、停止、休止については、監督員、維持管理会社と協議し予め計画し 実施については原則立会いとし、当該設備または関連設備の無断操作を禁止とする。
- (5) 受注者は業務実施にあたり、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置等について監督員と協議し、必ず安全具、保護具、検知器を使用して作業を行うこと。

6 写真管理

写真管理は、以下に示す事項を基本とする。記載がない事項については、日本下水道事業団（電気）設備工事一般仕様書記録写真作成要領等を準用する。

(1) 業務写真の分類

以下のとおりとする。

- ① 履行状況写真
- ② 安全管理写真
- ③ 使用材料写真（交換部品等の場合は、新・旧の写真）
- ④ 品質管理写真（必要に応じ、監督員が指示する内容）

(2) 撮影、プリント用具

原則としてデジタルカメラとする。カラープリンターを使用し、通常の使用条件で 5 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。

(3) 撮影方法

- ① 写真撮影に当たっては、次の項目の必要事項を記載した小黒板等を被写体とともに写し込むものとする。なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付し管理する。また、電子黒板の使用を認めるものとする。

・業務名、業務種別等、作業内容、受注者名

- ② 業務写真は、あらかじめ業務計画時に撮影箇所を特定するとともに、監督員が指示する箇所及び不可視部分を適切に撮影すること。

(4) 写真の色彩及びサイズ

写真はカラーとし、大きさはサービスサイズ程度とする。

ただし、監督員が指示するものは、その指示したサイズとする。

(5) 業務写真の整理及び提出

業務写真台帳（A 4 版に収録し、写真内容の解説を記入すること。）

7 提出書類

受注者は、監督員の指示に従い、下記の書類を提出することとする。

形態は、紙等及び電子納品とする（区分等については監督員と協議）。

(1) 着手前提出

- ① 業務着手届 1 部
- ② 現場代理人等選任(変更)通知書（恒常的な雇用関係を証するものを添付）1 部
- ③ 点検従事者届（資格証明書添付）1 部

④ 業務計画書（年度別） 1部

記載事項は、次のとおりとする。

- ・業務の概要
- ・履行体制
- ・実施工程表
- ・各種業務履行要領
- ・安全管理
- ・緊急時の連絡網

⑤ 作業要領書及び操作手順書 1部

⑥ 使用材料調書 1部

⑦ 材料確認調書 1部

(2) 履行中

① 業務打合簿 必要の都度

② その他監督員が指示するもの

③ 不具合発見の場合 詳細報告書（内容、対処方法、概算見積書） 1部

(3) 完成時

①点検結果報告書（年度別） 1部（電子データ含む）

- ・点検結果総括（不具合内容、対策を含め設備毎に概要をまとめる）
- ・点検結果報告書（試験記録を含む）
- ・不具合箇所詳細報告書（内容、写真、対処方法、概算見積書、不具合部分の対策提案（仕様書を含む））
- ・向こう3年間の交換推奨箇所報告書（概算見積書、交換部分の提案書（仕様書を含む。））
- ・測定計器の校正記録
- ・その他、監督員の指示するもの

②業務日報 1部

③業務写真台帳 1部

④業務委託完成報告書 1部

8 その他留意点

- (1) 業務期間中は毎日、作業当日の予定及び結果を報告すること。
- (2) 業務実施にあたり完成図書等を参照し、また事前に現地調査を行い、常にその機器の機能、性能、電気回路、シーケンス回路図、水処理運用を十分把握し、設備を十分に理解したうえで作業に当たること。

- (3) 操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者及び作業員（製作メーカー技術員含む）を作業にあたらせること。
- (4) 点検、測定、清掃に必要な工具類、測定計器類、照明用具、エンジン発電機（燃料含む）、接地器具、検電器、清掃用具等は、受注者が準備すること。
ただし、リフタ、クレーン等、浄化センター備え付けの備品については、使用できるものとする。
- (5) 停電作業等により処理設備の停止を行わなければならない場合は、以下に挙げる条件を付加する。
 - ① 作業を行う日の前日及び当日に大量の降雨があった場合は、流入量の増加が予想されるので作業の延期を指示することがある。
 - ② 何らかの原因により水処理状況が悪化した場合や、機器トラブルがあった場合に作業の延期を指示することがある。
 - ③ 停電時間は4時間以内を基本とするが、実施の時間帯等の詳細は監督員と打合せの上決定する。
- (6) 同時期に関連する他の業者の停電作業がある場合は、同じ日程で作業を行う等、できる限り停電回数を少なくなるように計画すること。
- (7) 停電・復電作業に伴う機器の停止・運転は、原則として発注者が行う。ただし、作業安全確保のための検電及び接地器具等の取付作業は受注者が行うものとする。
- (8) 作業範囲は、十分養生し床面等を汚損しないよう努めること。また、作業後は周囲の清掃を行うこと。

9 補則

設計書、仕様書にない事項であっても、機器の保全上当然必要と認められる軽易事項については、受注者の負担においてこれを施工すること。

別紙 1

電気棟 1号ガスタービン発電機

発電機製造会社：株式会社日立製作所

発電機型式：EF0P-RD

発電機番号：917670-1

発電機容量：625kVA

電圧及び周波数：6600V/60Hz

機関製造会社：ヤンマー株式会社

機関型式：AT900

機関番号：0887CC

出力及び回転数：588kW×1800min⁻¹

製造年：1995年3月

電気棟 2号ガスタービン発電機

発電機製造会社：株式会社日立製作所

発電機型式：EF0P-RD

発電機番号：92C174-1

発電機容量：1000kVA

電圧及び周波数：6600V/60Hz

機関製造会社：ヤンマー株式会社

機関型式：AT1200S

機関番号：1565DK

出力及び回転数：883kW×1800min⁻¹

製造年：2000年3月